

㈱アルファ建設との紛争に係る宮城県建設工事紛争審査会 第５回調停の開催について

宮城県建設工事紛争審査会の第５回調停が開催されましたので、その概要等を報告します。

記

１ 第４回調停以降の経緯

平成２９年４月２８日	第４回調停期日
６月３０日	市が準備書面及び証拠書類を提出
	アルファ建設が準備書面及び証拠書類を提出
７月５日	アルファ建設が証拠書類を提出
７月２７日	市が準備書面を提出
８月１日	アルファ建設が準備書面を提出
８月１日	第５回調停期日

２ 第５回調停の概要

(1) 日時

平成２９年８月１日（火）午後１時３０分から午後２時３０分まで

(2) 場所

宮城県庁

(3) 出席者

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 申請人（気仙沼市） | ８人（代理人弁護士含む） |
| ② 被申請人（アルファ建設） | １０人（代理人弁護士含む） |
| ③ 調停委員 | ３人 |

(4) 内容

双方とも、提出した書面の内容を説明するとともに、調停委員の質問に回答する形で事実関係及び法的主張を説明し、争点の整理を行った。

調停委員より、双方の考えに相当の隔たりがあり、調停による解決が見込めないとして、今回をもって調停を打ち切るとの通知があった。

３ これまでの争点及びこれに係る双方の主張

(1) 瑕疵の存在

【市】本件工事には瑕疵がある。

【アルファ】本件工事に瑕疵はない。

(2) 支給材料の性質による瑕疵担保責任の免除

【市】請負人であるアルファ建設は、その支給材料が不相当であることを知った場合にはこれを注文者である市に告知する義務があり、不相当であることを知りながら市に告げなかった場合には、アルファ建設の責任は免除されない。

【アルファ】規格外の粒径を超える岩塊は、市が支給した材料の中に含まれており、支給材料の性質によって生じた瑕疵だから、瑕疵担保責任は免除される。

(3) 告知方法

【市】契約書上、瑕疵の告知は書面をもって行うと定められているが、アルファ建設は書面で告知をしていない。

【アルファ】注文者が不相当な材料であることを知っていた又は知り得る状況にあった場合、告知義務はない。また、告知方法は書面に限定されるものではないし、当事者間において、通知・指示等は書面によらなくても良いとの合意もしくは黙示の合意がなされていた。

また、市の監督員に対し口頭で瑕疵を告知したから、責任は免除される。

(4) 注文者の指図による瑕疵担保責任の免除

【市】仕様違反となる指示はしていない。

【アルファ】市が仕様に違反する粒径の岩塊を埋設しても良いとの指示をしたことによって生じた瑕疵であるから、瑕疵担保責任は免除される。

(5) 損害額

【市】瑕疵を修補するために市が(株)安藤・間及び大林道路(株)に支払った工事代金が損害額である。

また、市が(株)ムラタに支払った損害賠償金は、本件の瑕疵から生じた損害である。

【アルファ】工事代金が過大に計上されている。

また、市が(株)ムラタに支払った損害賠償金は、本件の瑕疵から生じた損害ではない。

4 今後の予定

建設業法に基づき、上記打ち切りの通知の日から1月以内に訴えを提起する(8月中に仙台地方裁判所に提訴する予定)。

5 訴えの趣旨

株式会社アルファ建設は市に対し、本件工事請負契約に係る「気仙沼漁港鹿折地区水産加工施設等集積地用地造成工事(その3)」の造成工事に関する瑕疵担保責任に基づく損害賠償として、合計金9,252万250円及び同金員のうち金9,181万8,250円に対する平成28年3月11日から支払済みまで、同金員のうち金70万2,000円に対する平成28年6月11日から支払済みまで、それぞれ年6分の割合による金員を支払え、との判決を求める。